

第4 要配慮個人情報（2条3項）

2条3項によれば、「要配慮個人情報」とは、本人の人種、信条、社会的身分、病歴、犯罪の経歴、犯罪により害を被った事実、その他本人に対する不当な差別、偏見その他の不利益が生じないように、その取扱いに特に配慮を要するものとして政令で定める記述等が含まれる個人情報をいう。

なお、これらの情報を推知させる情報にすぎないものは、要配慮個人情報には含まれない。推知させる情報の例として、例えば、宗教に関する書籍の購買や貸出しに係る情報がある。

〔要配慮個人情報〕

①人種	人種、世系 ^{せいけい} または民族的もしくは種族的出身を広く意味する。単純な国籍や「外国人」という情報は法的地位であり、それだけでは人種には含まれない。また、肌の色は人種を推知させる情報にすぎないため「人種」には含まれない。
②信条	個人の基本的なものの見方、考え方を意味し、思想と信仰の双方を含む。
③社会的身分	ある個人にその境遇として固着していて、一生の間、自らの力によって容易にそれから脱しえないような地位を意味し、単なる職業的地位や学歴は含まない。
④病歴	病気になり患った経歴を意味するもので、特定の病歴を示した部分（例：特定の個人ががんになり患っている、統合失調症を患っている）が該当する。
⑤犯罪の経歴	前科、すなわち有罪の判決を受け、これが確定した事実が該当する。
⑥犯罪により害を被った事実	身体的被害、精神的被害および金銭的被害の別を問わず、犯罪の被害を受けた事実を意味する。具体的には、刑罰法令に規定される構成要件に該当しうる行為のうち、刑事事件に関する手続に着手されたものが該当する。
⑦その他本人に対する不当な差別、偏見その他の不利益が生じないように、その取扱いに特に配慮を要するものとして政令で定める記述等が含まれる個人情報	次のようなものが挙げられる。 ・心身の機能の障害 ・健康診断等の結果 ・診療情報・調剤情報 ・刑事事件に関する手続 ・少年の保護事件に関する手続

A

CHECK

「要配慮個人情報」について

「要配慮個人情報」は、事業者が正当な理由なく取り扱うことによって差別や偏見が生じるおそれがあるため、特に慎重な取り扱いが求められる個人情報を類型化したもので、2015（平成27）年の改正により新設されました。

CHECK

「政令で定める記述等」（2条3項）について

「政令で定める記述等」については、個人情報保護法施行令2条に規定があります。

この規定によれば、「本人に対して医師その他医療に関連する職務に従事する者（医師等）により行われた疾病の予防及び早期発見のための健康診断その他の検査（健康診断等）の結果」（2号）や「本人を被疑者又は被告人として、逮捕、搜索、差押え、勾留、公訴の提起その他の刑事事件に関する手続が行われたこと」（4号）などがあります。

CHECK

「世系」とは

「世系」とは、祖先から代々続いている血統のことをいいます。「日系3世」や「在日韓国・朝鮮人」のように、人種・民族からみた系統を示す用語です。

CHECK

「③社会的身分」について

例えば、いわゆる被差別部落出身であることや嫡出でない子であることなどが、「社会的身分」に当たるとされています。

第5 本人（2条4項）

B

「本人」とは、個人情報によって識別される特定の個人をいう。
例えば、「アガルート太郎が7日前に交通事故で受傷した」という個人情報の場合、「本人」とは、それによって識別される「アガルート太郎」を指す。

第6 仮名加工情報（2条5項）

A

「仮名加工情報」とは、次の①②に掲げる個人情報の区分に応じて、①②に定める措置を講じて他の情報と照合しない限り特定の個人を識別することができないように個人情報を加工して得られる個人に関する情報をいう。

 CHECK

参照：2条1項各号

- 1号：当該情報に含まれる氏名、生年月日その他の記述等……により特定の個人を識別することができるもの
- 2号：個人識別符号が含まれるもの

〔仮名加工情報〕

	区分	措置
①	1項1号に該当する個人情報	当該個人情報に含まれる記述等の一部を削除すること（当該一部の記述等を復元することのできる規則性を有しない方法により他の記述等に置き換えることを含む。）
②	1項2号に該当する個人情報	当該個人情報に含まれる個人識別符号の全部を削除すること（当該個人識別符号を復元することのできる規則性を有しない方法により他の記述等に置き換えることを含む。）